

平成 25 年 11 月 15 日

指導医
暫定指導医 各位

日本周産期・新生児医学会
施設認定委員会
委員長 久保 隆彦
委員長 高橋 尚人

周産期専門医制度暫定措置期間における 施設認定更新についてのお知らせ

現在、当学会の周産期専門医制度は暫定措置期間として運用されています。2014 年度以降も引き続き暫定期間となることから、2014 年 3 月には、施設によっては認定後 5 年が経過し、更新が必要な時期を迎えることになります。特に新生児施設においては、2 回目の更新となる施設が多数あります。しかし、暫定期間内では、更新の際の手続きは特に定められておりません。つきましては、今回、更新を希望される施設におかれましても、更新申請書の提出は不要と判断いたします。但し、毎年提出いただく施設年次報告書は今後とも必要になりますので、よろしく願いいたします。また、未提出年度がある場合は早急にご登録くださいますようお願いいたします。

尚、規定に定める施設認定更新料は、暫定期間中は発生しません。

以上

【この件に関する問合わせ先】

日本周産期・新生児医学会事務局 担当：伊藤
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2-30 メジカルビュー社内
TEL：03-5228-2074 FAX：03-5228-2104
E-mail：info@jspnm.org